

静岡市印鑑条例の一部改正について

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第12条第1項第1号ア中「第102条」を「第102条第1項」に改め、同号ウ中「第103条」を「第103条第1項」に改め、同号エ中「第105条」を「第105条第1項」に改め、同条第2項中「前項第4号又は第7号」を「前項第3号又は第6号」に改める。

第13条第1項中「から第8号まで」を「、第5号、第7号及び第8号」に改める。

第15条の見出し中「専用端末機」の次に「及び民間端末機」を加え、同条中「印鑑登録者」の次に「であって次条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者」を、「自ら」の次に「専用端末機（本市が設置し、かつ、」を、「端末機」の次に「をいう。）」を加え、「次条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者にあつては」及び「、静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年静岡市条例第106号）の規定により自己に係る印鑑登録証明書の交付を受けようとする者にあつては住民基本台帳カードを使用して同条例第3条第3項の規定により登録された暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。）に、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

第16条第1項中「(静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第1号に規定するサービスを利用するため、住民基本台帳カードに同条例第3条第3項の規定による記録(第18条第2項において「住基カードへの記録」という。)を受けた者を除く。)」を削り、「前条」を「前条第1項」に改める。

第18条第2項中「若しくは第12条」を「又は第12条第1項」に改め、「、又は住基カードへの記録をしたとき」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第1項及び第12条の改正規定 公布の日

(2) 第13条第1項の改正規定、第15条の改正規定(「印鑑登録者」の次に「であって次条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者」を加える部分並びに「次条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者にあつては」及び「、静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成18年静岡市条例第106号)の規定により自己に係る印鑑登録証明書の交付を受けようとする者にあつては住民基本台帳カードを使用して同条例第3条第3項の規定により登録された暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を削る部分に限る。)、第16条第1項の改正規定(「前条」を「前条第1項」に改める部分を除く。)及び第18条第2項の改正規定 平成28年1月1日

(経過措置)

2 静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例(平成27年静岡市条例第号)附則第2項に規定する期限までの間は、同項に規定する住民基本台帳カード及びこれについて登録された暗証番号は、この条例による改正後の静岡市印鑑条例(次項において「新条例」という。)第15条第1項に規定する印鑑登録証及び暗証番号に代えて、同項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請に用いることができる。

3 前項に規定する住民基本台帳カード及びこれについて登録された暗証番号を有する者は、新条例第16条第3項の規定による暗証番号の登録を重ねて受けることができない。